

○合格証明書の交付

第23条第4項

改正 平成26年 3 月 20 日 平成29年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第23条第4項
処分の概要	合格証明書の交付
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	警備業法第23条第5項、第22条第4項、第7項、第3条第1号から第7号まで（合格証明書の交付の要件） 警備員の検定等に関する規則第14条（合格証明書の交付の申請）
審査基準	警備業法第23条第1項の検定に合格した者又は同条第3項の講習会を修了した者であり、警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第4項のいずれにも該当しない者であるときは、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。
標準処理期間	30日
申請先	住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室